

# 亀山市議会障がい者活躍推進計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

亀山市議会

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく亀山市議会障がい者活躍推進計画を、ここに策定し公表します。

令和2年4月1日

亀山市議会議長 小坂直親

機 関 名	亀山市議会
任命権者	亀山市議会議長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
亀山市議会における障がい者雇用に関する課題	<p>亀山市議会事務局は、職員総数が8人と小規模な機関であり、職員は全員市長部局からの人事異動で配属されています。</p> <p>これまで、障がいのある職員の在籍はなく、組織的な体制整備は特段行ってきていませんが、職員の異動等により、障がいのある職員の配属も考えられることから、市長部局と連携して、障がいのある職員が活躍できる職場環境づくりに取り組む必要があります。</p>
目 標	
採用に関する目標	<p>亀山市議会では、職員の独自採用は行っていませんが、人事異動で障がいのある職員が配属された時のために、研修等を通して障がい者への理解を深めます。</p>
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用推進者として議事調査課長を選任します。</li> <li>○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合は、労働局が開催する公務部門向け障害者生活相談員資格認定講習を受講させます。</li> </ul>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。</p>
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者特性に配慮した職務環境については、障がいのある職員に対して定期的な面談を実施し、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。</li> <li>○ 措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施します。</li> </ul>
4 その他	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、毎年度作成する「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に沿って、障がいのある人の活躍の場の拡大を推進します。</p>